法第　　号

令和　　年　　月　　日

納税地	
法人名等	
氏代表者名	殿

税務署長
財務事務官

㊞

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

平成・令和　　年　　月　　日付　　法第　　号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第１条第６項の規定に基づき、その認定した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。

変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、令和　　年　　月　　日の属する事業年度以後各事業年度について適用されます。

記

変更の対象				変更後の耐用年数（年）
鉱業権、坑道の別	採掘権、租鉱権採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	
（処分の理由）				

この通知に係る処分は、　　国税局の職員の調査に基づいて行いました。

06.06 改正

不服申立て等について

【不服申立てについて】

○　この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３月以内に国税局長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官)に対して審査請求をすることができます。

○　再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して１月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

○　審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。

○　取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者　法務大臣）となります。

○　取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、提起することができません。

○　取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。

(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。

(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1　使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2　記載要領

項　　目	内　　容
本　　文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「令和　　年　　月　　日の属する事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、　国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教　　示	「･･･３月以内に　　国税局長に対して･･･」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「･･･（提出先は　　国税不服審判所首席国税審判官）･･･」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3　留意事項

○　法人課税信託の名称の併記

法人税法第２条第 29 号の２に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。